

## 高等教育における発達障害学生支援に関するシステム・モデルの検討

研究分担者 高橋 知音（信州大学学術研究院教育学系）

### 研究要旨

本報告の目的は、統計資料や文献資料をもとに、高等教育段階における発達障害のある学生の状況や、支援についての概要をまとめ、高等教育における支援モデルや、発達障害学生支援における多領域連携のあり方について分権的検討を行うことである。

統計資料から、高等教育機関で多くの発達障害学生が学び、その数は年々増加していることが示された。入試においては、受験上の配慮を受けるための手続き等が公開され、実際に利用した学生の数や配慮の内容も報告されている。高等教育機関では、発達障害学生を対象に授業での合理的配慮に加え、学外の支援機関とも連携しながら支援を行っている。しかし、学校による支援の充実度には差が大きく、自治体等では地域の高等教育機関の状況について把握し、必要に応じて高等教育機関と地域の支援機関をつなぐ役割が求められる。

今後、実際の支援事例をふまえて、高等教育段階における支援のモデルについて検討することが必要と思われる。

### A. 研究目的

発達障害児の就学から就労を見据えた各ライフステージにおける支援において、これまで就学前から学齢期における支援、成人期の就労支援についてそれぞれ検討されることが多かった。しかし、発達障害者支援法では第8条に「大学及び高等専門学校は、個々の発達障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」との記載があり、法律上でも高等教育機関での発達障害学生への対応が求められている。

文部科学省の令和5年度学校基本調査（文部科学省，2024）によると、18歳人口における高等教育機関への進学率は83.8%である。18歳以降も8割以上がなんらかの教育機関で学び続けることを考えると、児童期・青年期の発達障害のある子ども支援において、高等教育機関への進学に向けた準備について検討することが求められる。

そこで本報告においては、統計資料や文献資料をもとに、高等教育段階における発達障害のある学生の状況や、支援についての概要をまとめることを目的とする。それらを通して、高等教育における支援モデルや、発達障害学生支援における多領域連携のあり方について考察する。

### B. 研究方法

統計資料、先行研究や書籍等の文献資料、大学等高等教育機関のウェブページの情報から、高等教育における発達障害学生支援に関連のあるものを収集し、整理した。

（倫理面への配慮）

本研究は公表された先行研究のデータ等を扱っており、患者等の個人情報を持っていない。また、企業等との利益相反もない。

## C. 研究結果

### 1. わが国における高等教育機関への進学率と障害学生の在籍率

令和5年度学校基本調査によると、18歳人口における高等教育機関への進学率は83.8%である。その内訳は、大学53.7%、短大4.4%、高専4年次0.9%、専門学校23.8%であり、半数超が大学で学んでいることがわかる（文部科学省，2024）。高等教育機関に在籍する障害のある学生の人数については、独立行政法人日本学生支援機構（以下JASSO）が、悉皆調査を毎年行っている（独立行政法人日本学生支援機構，2023）。令和4年度の調査結果から、障害学生全体の数と、発達障害学生の数、最近6年間の推移を図1にまとめた。この統計で示されている障害学生数は、あくまで大学等が把握している数である。したがって、過去に診断等を受けていても、所属する学校に報告していない場合にはカウントされていない。また、発達障害については診断があるものに限定されている。

障害のある学生の総数は49,672人でこれは全学生の1.53%にあたる。障害の種類別に見ると、精

神障害15,782人（全学生の0.49%）、病弱・虚弱（身体障害者障害程度等級表または小児慢性特定疾病に該当する内部障害等と、てんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等で身体虚弱的状態が継続して生活規制を必要とする程度のものを含む慢性疾患）13,529人（0.42%）に次いで、発達障害は10,288人（0.32%）で、3番目に多いカテゴリーとなっている。発達障害の中では、自閉スペクトラム症がもっとも多く4,640人（0.14%）、次いで、注意欠如多動症3,421人（0.11%）、重複1,973人（0.061%）、限局性学習症（specific learning disorder: SLD）254人（0.0078%）となっており、SLD単独の診断がある学生が非常に少ない。この少なさの理由として、日本語の文字表記の特性、SLDがある人の進学のにくさ（高橋，2015）、SLDの診断に必要な大学生対象の検査がないこと（高橋知音，2019）などがあげられている。

障害学生数の推移を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの学生が登校できなかった2020年度を除き、年々増加している。発達障害の診断がある学生数は、2020年度も含め、一貫して増加している。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法

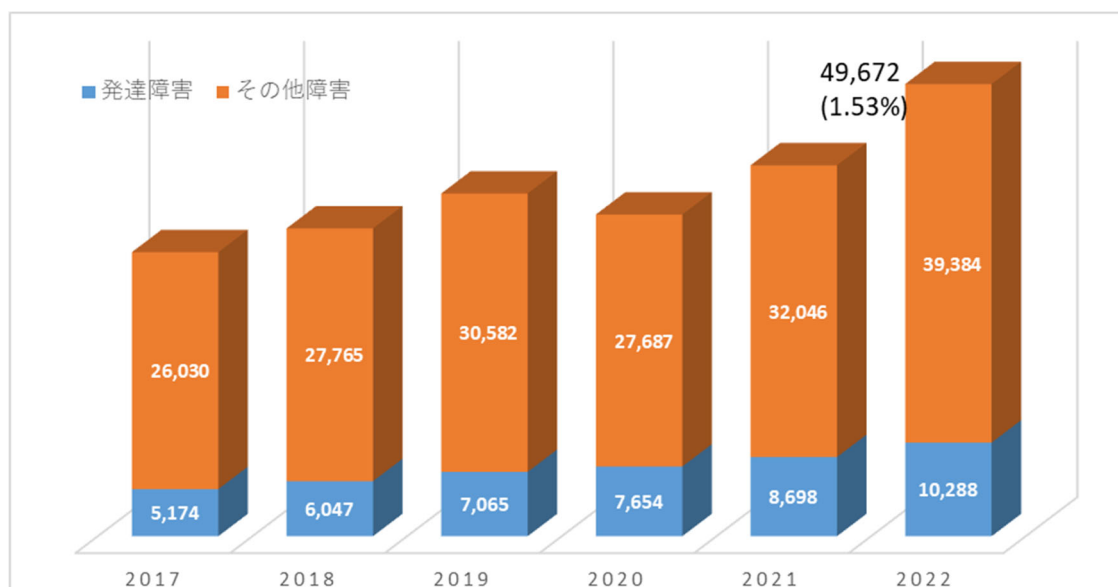


図1 高等教育機関における障害学生在籍数の推移

律（障害者差別解消法）の施行により、2016年度から国公立大学で、2024年度からは法改正により私立大学でも障害のある学生への合理的配慮の提供が法的義務となっている。こうした社会的背景もあり、障害のある子どもが高等教育機関に進学しやすい環境は年々整ってきている。発達障害のある高校生年代の子どもにおいても、大学進学は現実的な選択肢となっているといえる。

## 2. 大学入試における合理的配慮

大学入学共通テストでは、障害のある受験者に対してさまざまな受験上の配慮が提供されており、独立行政法人大学入試センターは、その手続きについて詳細な説明資料を公開している（独立行政法人大学入試センター，2023b）。また、これらの受験上の配慮が認められた受験者の実数を公表している。令和5年度の試験では、全体で4049名の受験者が配慮を受けているが、そのうち発達障害のある受験者は450名であった。配慮の内容を見ると、時間延長が45名、チェック解答及び時間延長が15名、チェック解答が41名、拡大文字問題冊子の配布が49名、別室の設定が254名、その他（注意事項等の文書による伝達等）が319名であった（独立行政法人大学入試センター，2023a）。

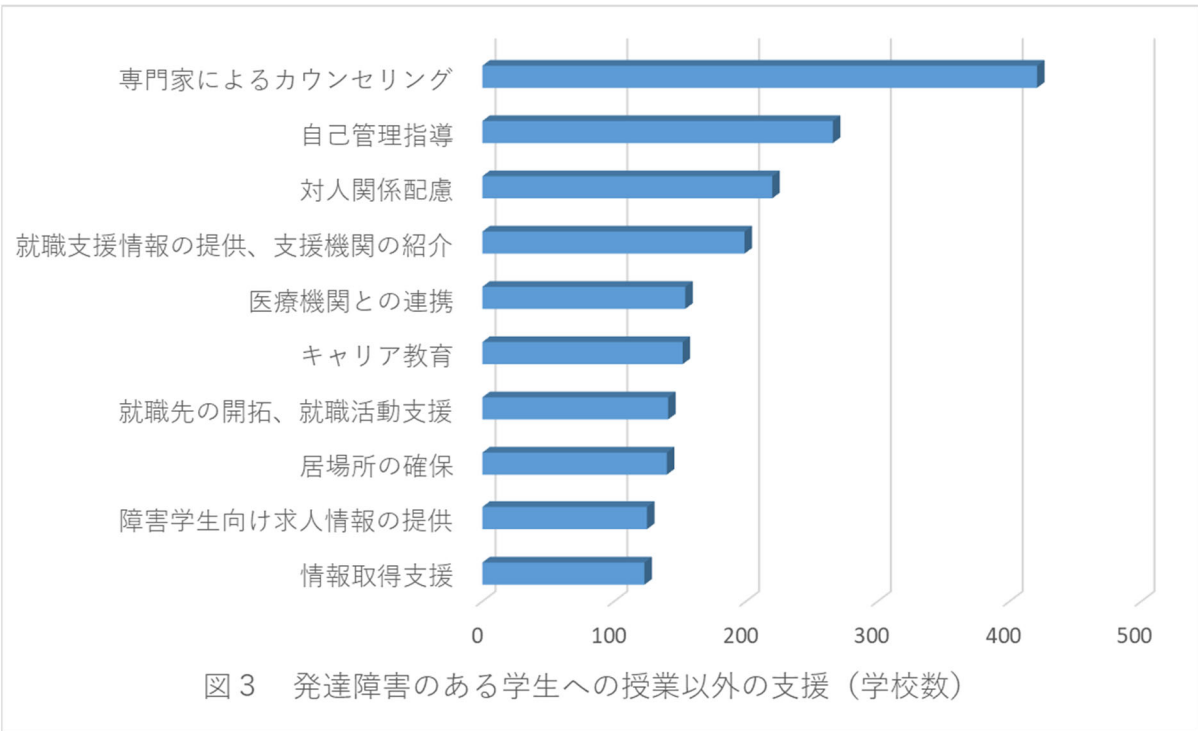
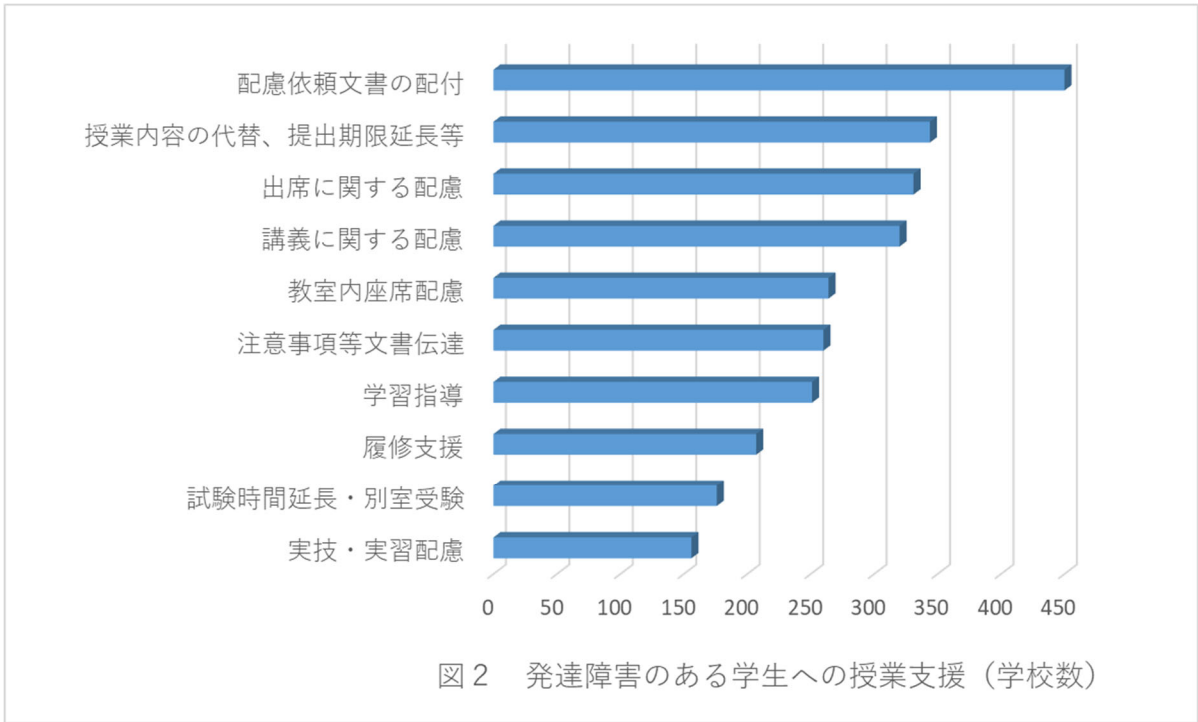
それぞれの大学の入試において、障害のある受験生に対してどのような合理的配慮が提供されたかについては、JASSOが調査結果を報告している（独立行政法人日本学生支援機構，2023）。入試要項等に障害のある受験者向けの配慮に関する情報を記載しているかどうかをみると、対象校1174校のうち、1041校（90.8%）が記載していた。発達障害のある受験者からの事前相談は747名あり、実際の受験者は1335名（うち、受験上の配慮を実施したのは558名）、合格者は1017名（うち、受験上の配慮を実施したのは265名）であった。受験時に大学等が発達障害のある受験者であることを把握していても、すべての受験者が受験上の配慮を受けているわけではないことがわかる。

受験上の配慮の具体的な例としては、別室を設

定（142校で実施）、試験時間の延長（76校）、文書による伝達（69校）、拡大文字問題の準備（40校）、チェック解答（25校）、拡大解答用紙の準備（24校）、トイレに近接する試験室に指定（22校）などが多くの学校で実施されていた。なお、これらの配慮実施校のデータには、筆記試験だけではなく、いわゆる推薦入試なども含んでいる。

## 3. 高等教育機関における発達障害学生支援の概要

高等教育機関で実際に提供されている支援について、JASSOの調査では、授業支援と授業以外の支援に分け、障害種別に提供実績がある学校の数を報告している（独立行政法人日本学生支援機構，2023）。令和4年度の調査結果において授業支援の中で実施校が多いものを図2に、授業外支援の中で実施校が多いものを図3に示す。授業支援は合理的配慮として提供される場合が多い。具体的な配慮内容としては、手続きを踏んで決定された合理的配慮について支援部署から文書で授業担当者に配慮依頼を行う「配慮依頼文書の配布」がもっとも多い（476校）。次いで、実技やリスニング等を機能障害の状況に応じて別の内容に変更したり、レポートや課題の提出期限を延長する「授業内容の代替、提出期限延長等」（344校）、欠席した授業を課題等で代替する「出席に関する配慮」（331校）、講義内容の録音、板書の撮影許可などを含む「講義に関する配慮」（320校）が多い。



授業以外の支援では、「専門家によるカウンセリング」(421校)がもっとも多く、次いでスケジュール管理に関する指導や、自主学習への支援を行う「自己管理指導」(266校)、対人スキル指導や対人関係に関するトラブルへの対応を行う「対人関係配慮」(220校)が多い。これらに続く項目として、障害学生を対象とする就職ガイダンスやセミナー、就職支援サイト、就職支援機関等に関する

情報を提供し、紹介する「就職支援情報の提供、支援機関の紹介」(199校)、主治医や障害に関する専門医療機関と連携する「医療機関との連携」(154校)がある。これらは多領域連携に関する項目である。限られた数の学校ではあるが、学校のみで支援を完結させるのではなく、学外の専門機関と連携しながら支援に取り組む姿勢がうかがえる。

#### 4. 高等教育機関における支援体制

高等教育機関における障害学生支援の充実度は、学校による差が大きい。専門部署を設置している学校は306校(26.1%)で、835校(71.1校)は学生支援課など他の部署が対応している。33校(2.8%)では対応する部署がない(独立行政法人日本学生支援機構, 2023)。

障害学生の中でも発達障害のある学生は数が多いことから、障害全般に対応する専門部署である障害学生支援室に加え、おもに発達障害のある学生を対象とした部署を置く大学もある。東京大学には「コミュニケーション・サポートルーム」があり、ウェブページには「人とのコミュニケーションに関する悩み、注意力の問題、他の人と違う考え方・感じ方に関する悩みなどについて相談する窓口です。自分の悩みが発達障害(自閉スペクトラム症や注意欠如多動症など)に関係があるのではないかという相談にも応じます。」と記載されている(<https://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/csr/>)。富山大学には、学生支援センター内のアクセシビリティ・コミュニケーション支援室にトータルコミュニケーション支援部門を設置している。ウェブページには「主に発達障害学生への支援を行っています」との記載がある(<http://www3.u-toyama.ac.jp/support/communication/>)。

発達障害学生を対象とした特徴的な支援プログラムの例として、自助グループの取り組みがある。京都大学では当事者の懇談会である「自助会」と、設定された時間に集まりつつそれぞれの参加者が自由に自習する「Co-Working」を実施している。自助会では発達障害のある学生が困り感、経験を共有する。そうした経験には共通する部分もある。支援者も参加するが、その場では発達障害のある学生が多数派となり、世間における多数派であり定型発達である支援者は、その場では少数派となる。この多数派と少数派が逆転した環境の中で、参加者の学生達は多数派と少数派の関係性やその状況を俯瞰的に感じることができる

(村田, 2016)。

早稲田大学における自助グループの取り組みは、困りごとや対処法についての共有をする「定例会」、多数派である教職大学院生との交流を行う「交流会」、卒業生や中退生なども参加して交流する「懇親会」、イベントを企画して実施する「自主活動」、テーマを決めて知識や技能を学ぶ「学習会」などから構成されている。参加メンバーは、他のメンバーや先輩の経験から自己理解を深め、対処スキルを学んでいる。また、卒業生が増えてきたことから、自助グループメンバーの卒業生による同窓会組織も構成されている(檜木・長岡, 2019)。

これらの取り組みに共通するのは、支援者が入って場をコントロールしつつ、学生がお互いの経験から学ぶ機会となっているという点である。同じ環境で学んでいることにより経験の共通部分が多いことも、自助グループの良さであると考えられる。

#### 5. 卒業後の進路

JASSOは発達障害学生の卒業後の進路に関する調査結果も報告している(独立行政法人日本学生支援機構, 2023)。令和3年度における発達障害学生の卒業率は71.5%である(令和3年5月の最高年次学生数2166人に対し、令和4年3月の卒業者は1548人)。卒業生における進路別の割合を見ると、就職者は674人で43.5%、大学院や大学(短大や高専の場合)等への進学者は204人で13.2%、一時的な職に就いた物は68人で4.4%、社会福祉施設・医療機関利用者が59人で3.8%となっている。また、大学が把握していない、もしくは所属先がない人が499人で32.2%と、卒業生の3分の1近くを占めている。

#### D. 考察

進学率の上昇や、障害者差別解消法の施行による合理的配慮提供の義務化などの社会的背景の

中、18歳以降の発達障害のある人の進路として、高等教育機関への進学者数は年々増加している。そのため、発達障害のある児童期・青年期の子ども支援において、高等教育機関への進学準備を進める必要がある。

初等・中等教育と高等教育の最大の違いは、制度としての特別支援教育の有無である。高等教育には特別支援教育がないため、すべての学生を対象として大学が提供している学生支援サービスの利用、障害学生支援として提供される合理的配慮の利用が中心となる。これらにおいて重要なのは、学生本人の主體的な利用である。大学等は合理的配慮の提供義務を負うが、それは本人の意思表示がある場合である。本人が自身の障害について知らない状況で、親の依頼によって大学が支援を提供するというのではない。そのため、本人が障害者の権利としての合理的配慮の制度を理解し、それを求めていく力を、大学等に進学する前につけておく必要がある。

大学側の課題としては、支援の充実度の学校間差があげられる。支援が充実した学校では、学内に専門のスキル、資格を持った支援者を配置し、地域の援助資源も活用しながら、充実した支援を展開している。一方で、障害学生支援の担当者が、他の業務も兼務する学生担当の事務職員のみというケースもある。こうしたケースでは、学内で最低限の合理的配慮は受けられても、生活面や卒業後の就職なども含めた、専門的な支援は受けられない。

高等教育に在籍する発達障害学生支援における課題として、地域の支援機関の利用のしにくさもあげられる。大学等への進学に合わせて家族から離れて一人暮らしを始めるケースでは、地域とのつながりが持ちにくくなることが多い。このような場合、大学等の支援者が、学校内で提供が難しい生活支援や就職支援に関して、積極的に地域の支援機関を学生に紹介することが求められる。ただし、学生が実家に戻って就職することを希望する場合など、大学等の支援者がその学生の出身地域における支援機関について十分に情報を持っていない場合もある。必要に応じて、広域の大学間

連携の組織等も利用し、学生を地域の支援機関とつなげられるようにしたい。

高等教育段階での支援においては、医療機関における診断や検査に関することも課題としてあげられる。すでに述べたように、高等教育機関における支援では、合理的配慮の利用が重要になる。とりわけ試験等の合理的配慮においては、学生の機能障害に関する詳細な検査結果等が根拠として必要となる場合が多い。児童期以前に診断を受けた学生では、新しい検査結果が必要となる場合もあるが、大学生を対象に詳細な検査結果をまとめた報告書を作成できる医療機関等は多くない。学内で検査を実施できる学校は限られており、どのように合理的配慮の根拠が得られるようにするか、検討が必要である。

## E. 結論

多くの高等教育機関には、学生支援の専門部署があり、障害学生支援の専門部署を設置する大学も増えつつある。そのため、自治体として高等教育機関に在籍する学生を支援対象とするケースは多くないと思われる。しかし、学校によって支援の充実度にはばらつきがあり、学内で十分な支援が得られない場合、高等教育年代の学生が支援制度の谷間に陥りかねない。また、その自治体に学生時代のみ生活するという学生も一定数いる。これらのことから、自治体は地域に立地する高等教育機関と、それらの学校における学生支援体制の充実度について情報を把握しておくことが求められる。また、地域の支援機関と高等教育機関をつなぐ役割を担うことが期待される。自治体によって、発達障害者支援センターがそのような取り組みを行った例もみられる（かほん，2022）。

今後の課題として、支援が充実している大学等での支援事例を整理することで、大学等に支援のモデルを提示できると考えられる。また、教育機関以外の支援機関が、大学等と連携しながら学生に支援を提供する例事例を収集することで、大学等の支援体制の充実度に依存しない、支援の提供モデルを示すことができると考えられる。

## 【引用文献】

- 独立行政法人大学入試センター (2023a): 令和5年度大学入学共通テスト 受験上の配慮決定者数.  
[https://www.dnc.ac.jp/albums/abm.php?d=494&f=abm00003526.pdf&n=%E4%BB%A4%E5%92%8C5%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E5%85%A5%E5%AD%A6%E5%85%B1%E9%80%9A%E3%83%86%E3%82%B9%E3%83%88\\_%E5%8F%97%E9%A8%93%E4%B8%8A%E3%81%AE%E9%85%8D%E6%85%AE%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E8%80%85%E6%95%B0.pdf](https://www.dnc.ac.jp/albums/abm.php?d=494&f=abm00003526.pdf&n=%E4%BB%A4%E5%92%8C5%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E5%85%A5%E5%AD%A6%E5%85%B1%E9%80%9A%E3%83%86%E3%82%B9%E3%83%88_%E5%8F%97%E9%A8%93%E4%B8%8A%E3%81%AE%E9%85%8D%E6%85%AE%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E8%80%85%E6%95%B0.pdf).
- 独立行政法人大学入試センター (2023b): 令和6年度 受験上の配慮案内.  
[https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken\\_jouhou/r6/r6\\_hairyo.html](https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r6/r6_hairyo.html).
- 独立行政法人日本学生支援機構 (2023): 令和4年度 (2022年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書.
- かほん 大津市発達障害者支援センター (2022): 「大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業」成果物.
- 榎木 啓二・長岡 恵理 (2019): 早稲田大学における発達障害学生支援の取り組み: 当事者学生自助グループ(WADS)の活動を中心に. LD研究 = Japanese journal of learning disabilities, **28**, 426-432.
- 文部科学省 (2024): 学校基本調査.  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/c\\_housa01/kihon/1267995.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/c_housa01/kihon/1267995.htm).
- 村田 淳 (2016): 大学での当事者グループの運営. 高橋 知音 (編): 発達障害のある大学生への支援 (pp. 52-61), 金子書房.
- 高橋 知音 (2015): 高等教育機関での発達障害学生支援における課題. CAMPUS HEALTH, **52**, 21-26.
- 高橋知音 (2019): LDのある大学生への合理的配慮. 小貫悟・村山光子・小笠原哲史 (編): LDの「定義」を再考する (pp. 116-123), 金子書房.

## G. 研究発表

1. 論文発表  
なし
2. 学会発表  
なし

## H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし